

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号				
不利益処分の種類	違反建築物の除却、移転等の命令	根拠条項	法第9条第1項				
処 分 基 準	<p>○建設省の通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「違反建築物対策の強化推進について」（昭和42年11月15日住指発32号） ・「建築基準法の一部を改正する法律の公布及び建築基準法の運用について」（昭和45年7月24日住指発326号） ・「違反建築物に対する電気等の供給保留について」（昭和46年1月29日住指発42号） ・「違反建築物に対する電気等の供給保留について」（昭和46年1月29日住指発43号） ・「違反建築物に対する水道の供給保留について」（昭和52年8月31日住指発603号） ・「確認申請不要の建築物の違反是正措置」（昭和27年2月15日住指178号） ・「違反を是正するための必要な措置の解釈」（昭和27年3月3日住指168号） ・「用途地域制違反に対する是正措置」（昭和27年12月17日住宅1683号） ・「是正命令の対象」（昭和32年11月23日住指発1046号） 						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 土木事務所	交付機関	建築住宅課 土木事務所	目次NO	13